４　税関職員は、前項の規定により立入検査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（納付受託者の指定の取消し）

第九条の九　財務大臣は、第九条の六第一項（納付受託者）の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　第九条の六第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二　第九条の七第二項（納付受託者の納付）又は前条第二項の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

三　前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に偽りの記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四　前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは偽りの陳述をしたとき。

２　財務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第十二条第七項第二号中「第二条の三第一項、第三項又は第四項（災害」を「第二条の三（災害等」に改める。

第十二条の二第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「、前二項に」を「、第一項又は第二項に」に、「前二項の」を「前三項の」に改め、同項第一号中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　保存義務者（申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者をいう。以下この項及び第十二条の四第三項において同じ。）の次に掲げる関税関係帳簿（第九十四条第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下この項において同じ。）若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存が、関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルム（当該貨物の輸入の許可の日以後引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及び保存が行われているものに限る。以下この項において同じ。）に記録された事項に関し修正申告又は更正があつた場合において、第一項の規定の適用があるときは、同項の過少申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告又は当該更正の起因となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に係るもの以外のもの（以下この項において「電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

一　第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）（第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿

二　第九十四条の三第一項又は第三項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）（第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿

第十二条の三第三項中「次条第三項」を「次条第四項」に改め、同条第四項及び第八項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十二条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項の規定に該当する場合において、前二項」を「第一項又は第二項の規定に該当する場合において、これらの項」に、「前二項の重加算税の額は、前二項」を「これらの項の重加算税の額は、前三項」に、「前二項の規定により計算した金額に、前二項」を「前三項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する関税関係書類（第九十四条第一項本文（帳簿の備付け等）の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下この項において同じ。）若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録であつて保存義務者が第九十四条の二第三項前段の規定により当該関税関係書類若しくは当該特例輸入関税関係書類の保存に代えて保存を行い、若しくは同項後段の規定により保存を行つているもの又は第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。）の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実でその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定の起因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。）以外のもの（以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十三条第二項第一号中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第四項」に改め、同条第三項第二号中「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第十四条第六項中「災害」を「災害等」に改める。

第六十七条の八の見出しを「（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）」に改め、同条第一項中「帳簿を」を「帳簿（以下「特定輸出関税関係帳簿」という。）を」に、「当該帳簿」を「当該特定輸出関税関係帳簿」に、「第六十七条の十第二項及び第六十七条の十一第一号において「帳簿書類」を「以下「特定輸出関税関係書類」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　第九十四条の二から第九十四条の六まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記